

皇室の伝統に基づく安定的な皇位継承の確保に向けた法整備の早期実現を求める件

皇室は、我が国固有の歴史と伝統を体現する存在であり、また天皇は日本国憲法に基づく国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、我が国の根幹に関わるものであり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族は、秋篠宮皇嗣殿下、悠仁親王殿下及び常陸宮正仁親王殿下の三方がいらっしゃるが、次世代の皇位継承資格者は、悠仁親王殿下のみとなっている。このような現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的課題である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、令和3年12月22日に有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、古来より例外なく維持されてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること、ただし、その配偶者と子は皇族の身分を有しないとする、及び②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすることの二案が示されており、これらはすでに多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、国会及び政府におかれては、皇族数の減少という現実に向き合い、本件を政争の具とすることなく、幅広い合意形成を図りながら、法案の速やかな提出及び成立を図るとともに、その円滑な施行に向けた必要な措置を速やかに講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官 様

仙台市議会議長 野田 譲